ODPOデータ活用アイデアコンテスト 募集要項

1. 事業目的

Open Data Platform in Osaka （大阪広域データ連携基盤を活用したデータ仲介のためのプラットフォーム。別紙資料１参照。以下、「ODPO」という。）を活用した事業を実施することで、データ利活用のアイデアを広く募集するとともに、ODPOのユースケースの創出につなげることを目的とする。

1. 事業概要

ODPOを通じたデータの利活用によって行政課題の解決につながるアイデアを競うコンテストを実施する。

日時：令和７年１月16日（木）

場所：QUINTBRIDGE（大阪市都島区東野田町4丁目15番82号）

内容：各社プレゼンテーション、優秀賞の発表、審査委員からの講評、名刺交換会

主催：大阪府スマートシティ戦略部

共催：大阪スマートシティパートナーズフォーラム（以下、OSPFという。）

1. 応募対象者

行政課題の解決につながる事業の実施をめざす企業・団体で日本国内に事業所を有するもの。

ただし、次の各号に該当する者でないこと。

（１）暴⼒団員による不当な⾏為の防⽌等に関する法律第２条第２号に規定する暴⼒

団⼜は同第６号に規定する暴⼒団員

（２）⼤阪府暴⼒団排除条例第２条第３号および第４号に規定する暴⼒団員、暴⼒団員

⼜は暴⼒団密接関係者を構成員とする者

（３）⾵俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を⾏

っている者

（４）活動内容が宗教的・政治的である者

（５）その他、大阪府が不適当な事由があると判断した者

1. 応募条件

（１）ODPOの利用登録をすること（登録については、別紙資料1参照）

　　　※利用までは申請書の提出後5営業日程度必要。

（２）ODPOと連携したデータ利活用のアイデアを盛り込むこと（以下のいずれかを満たすこと）

　　　　①ODPOに掲載されたデータを活用すること

②事業実施に必要なデータをODPOに掲載することを提案すること（※）

③事業実施により得られるデータをODPOに掲載すること（※）

 　※ODPOに掲載するデータは、以下のデータとすること。

・個人情報を伴わない非パーソナルデータ

・静的なデータ。ただし、動的データについては、ODPOに掲載せずに利用することは可能

　　（３）OSPF（別紙資料２参照）の法人会員であること、もしくは優秀賞受賞者に選定された場合、OSPFの法人会員になること

1. 応募対象テーマ

次の分野に関するアイデアを提案すること。

　　（１）スマートヘルスシティ

（２）高齢者にやさしいまちづくり

（３）子育てしやすいまちづくり

（４）移動がスムーズなまちづくり

（５）インバウンド・観光の再生

（６）大阪ものづくり2.0（情報ネットワークにつながるものづくり）

（７）安全・安心なまちづくり　等

６．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年10月30日（水）～11月29日（金） | 応募受付期間 |
| 令和６年11月７日（木） | 説明会（オンライン） |
| 令和６年12月初旬～中旬 | 書類審査（一次審査） |
| 令和６年12月中旬 | 一次審査結果の通知 |
| 令和７年１月16日（木） | コンテスト（二次審査） |

※スケジュールは予告なく変更する場合がある。

７．審査

（１）審査方法

　　下記の審査の実施を予定している。

|  |  |
| --- | --- |
| 一次審査大阪府スマートシティ戦略部職員による審査 | 書類審査（7社程度を選定）・審査結果は公表しない。・応募数に応じて、一次審査を割愛する場合がある。 |
| 二次審査（コンテスト）　外部審査委員による審査 | 一次審査通過者によるプレゼンテーション（各社10分程度）を実施し、優秀者（3社程度）を選定。・日時：令和７年１月16日（木）・場所：QUINTBRIDGE（大阪市都島区東野田町４丁目15番82号）・内容：各社プレゼンテーション、優秀賞の発表、審査委員からの講評、名刺交換会・詳細については、対象者に別途案内する。 |

※審査結果に関する問合せには応じない。

1. 審査基準

①有用性

・アイデアの内容や利用するデータ等について、募集要項で定める条件に合致しているか。

・対象テーマについて、行政課題の解決につながるアイデアであるか。

②具体性

・ODPOの活用方法、その他アイデアの内容が具体的に示されているか。

・活用するデータについて、内容、取得方法等が具体的に整理されているか。

③実現性/継続性

・社会実装が可能な提案であるか。

④応用性

・他の事業、サービス等への横展開の可能性があるか。

８．説明会の開催

以下の通り説明会を開催する。参加する場合は、下記申込方法の通り事前に申込を行い、申込完了メールに記載のURLから参加すること。1企業（団体）につき、申込は1件とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和６年11月７日（木）14：00～15：00 |
| 開催形式 | オンライン |
| 申込方法 | 以下申込フォームから、必要事項を記載して申込み[ODPOデータ活用アイデアコンテスト説明会申込フォーム](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/d64ba6bc-9637-4727-81eb-a5498414d4df/start) |
| 申込期日 | 令和６年11月７日（木）12：00まで |

説明会内容については、後日YouTubeにてアーカイブを配信予定。

９． 応募申込

（１）申込方法

[大阪府ホームページ](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/tokku_suishin2/orden/odpo_ideacontest.html)から提出書類の様式をダウンロードし、所定の様式に従って必要事項を記入し提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和６年11月29日（金）まで |
| 提出書類 | 1. ODPOデータ活用アイデアコンテスト提案概要書（様式）

②プレゼンテーション資料（アイデア詳細資料）※①の様式は大阪府ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入すること。 |
| 提出方法・提出先 | １２．問い合せ先に記載のあるメールアドレスあてに提出書類を送付すること。 |

（２） 注意事項

②プレゼンテーション資料(内容については自由記述)は、パワーポイントＡ４版ヨコ仕様（縦横⽐16：9）10枚までとし、動画等は組み込まないこと。一次審査通過者は本プレゼンテーション資料を用いて二次審査のプレゼンテーションを行うこと。①アイデア提案概要書との整合を図るとともに、提案内容の強みや仕組みに関する詳細の内容を記載すること。

＜プレゼンテーション資料に盛り込むべき事項＞

・データの連携やODPOの活用について具体的に記載してください。

・アイデアの社会的意義（どのように行政課題の解決につながるか、誰にとってどのように役立つか等）を記載してください。

・アイデアをどのように社会的実装につなげていくか記載してください。

・アイデアが他の事業やサービスに応用できる可能性がある場合は、その内容を記載してください。

・アイデアの実現において、提案内容が自治体や関係機関との連携・協力が必要な場合は、具体的に記載してください。

１０．優秀者に選定された際の支援

（１）アイデアの公表、情報発信

（報道提供、府及びOSPFのHP掲載、OSPF会員への周知、PR TIMESによる情

報発信等）

（２）OSPFイベントにおけるプレゼンテーション機会の提供（令和7年2月開催予定）

（３）自治体で実証事業を希望する場合は、府または市町村とのマッチング支援

なお、実証に関する更なる支援を検討中（内容はコンテスト当日に発表）

１１．留意事項

（１）提出者は、応募するアイデアに関する提出資料の画像、イラスト及び記載内容に関する著作権等の知的財産権は、承諾等の必要な措置を終えておくこと。応募内容の知的財産権は、応募者に帰属する。大阪府は、知的財産権に関して発⽣した問題について、⼀切の責任を負わない。

（２）提出者は、応募申込時に提出する個人情報の取り扱いについて、以下を承諾すること。

・大阪府が、提出された個人情報を本事業の目的の範囲内でのみ利用すること。

・提出者は、申込書に記載した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。

（３）大阪府は、応募申込時に提出された書類は、提出者に無断で本事業の目的以外に使用しない。

（４）大阪府は、本事業に参加し、一次審査を通過した者の名称、アイデアの内容等については、大阪府HP等にて公表する。また、コンテスト受賞者の名称、アイデアの内容等については、大阪府HPや広報物等で広く広報する。また、本事業では広報を⽬的として、コンテスト等の撮影を行う。撮影及び映像は、大阪府のHP等で使用する。

（５）大阪府は、以下に該当する場合、審査対象外とする。

・応募内容に不備がある場合

・応募者が、応募に際し虚偽の情報を記載または虚偽の申告を行った場合

（６）大阪府は、審査経過、審査結果に関する問い合わせには応じない。

（７）大阪府は、事業終了後３年間にわたり、アイデアの実証状況等についてアンケートを実施する場合がある。

（８）受賞アイデアは、大阪府が受賞内容について、性能や品質の保証を行うものではない。また、受賞アイデアについて自治体等が公式サービスとして公認、公開、頒布などを実施するものではない。

（９）提出資料は、提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出はできない。

また、大阪府情報公開条例の対象文書となることに留意すること。

１２．問い合わせ先

　大阪府スマートシティ戦略部戦略推進室戦略企画課データ利活用グループ

メール：smac-ks@gbox.pref.osaka.lg.jp